

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
 - 平成二十二年東京都告示第四百七号（東京都土壌汚染対策指針）の一部改正……………
 - …（環境局環境改善部化学物質対策課）…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づき汚染されている区域の指定……………（同）…
 - 鳥獣捕獲等事業の認定…（環境局自然環境部計画課）…
 - 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
 - …（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…
 - 開発行為に関する工事完了……………
 - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 告 示
- 東京都告示第千八百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都多摩建築指導事務局長
金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十一月二十日	小金井市東町一丁目八百四十四番十四、同番十六及び同番十七の各一部	延長 四・〇四 幅員 四・〇〇

● 東京都告示第千八百二十九号

平成二十二年東京都告示第四百七号（東京都土壌汚染対策指針）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

第二 一(一)の表使用場所等の項中「使用場所」を「使用・保管場所」に改める。

第二 二中

「 条例第115条第1項、第116条第1項及び第117条第2項の規定により行う調査（以下「汚染状況調査」という。）は、次に掲げる事項（第115条第1項に規定する調査にあつては、(3)及び(4)を除く。）ごとに、それぞれ定める方法により、原則

として、指定調査機関（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣の指定を受けた者をいう。）に実施させるものとする。

なお、条例第116条第1項の規定により行う調査にあつては、当該調査実施後に新たな土壌汚染が引き起こされることのない時点において実施するものとする。

「 条例第115条第1項、第116条第1項及び第117条第2項の規定により行う調査（以下「汚染状況調査」という。）は、次に掲げる事項（第115条第1項に規定する調査にあつては、(3)及び(4)を除く。）ごとに、それぞれ定める方法により、指定調査機関（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により環境大臣又は東京都知事の指定を受けた者をいう。）に実施させるものとする。条例第116条第1項の規定により行う調査にあつては、当該調査実施後に新たな土壌汚染が引き起こされることのない時点において実施するものとする。

なお、法の適用を受ける土地については、法第3条第1項の環境省令で定める方法により、実施することができる。

改める。

第二 一(一)の表「(以下「その他の区分地」という。）」を削り、「(四)の表単位区画の認定の項及び(五)の表格子の認定の項を削り、「(同)表試料採取方法の項中「試料採取地点の土壌に直径」を「試料採取地点に直径」に

「試料採取地点の表層土壌（地表から深さ5センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。）」と深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取し、これらの土壌を同じ重量混合する。ただし、有害物質の取扱事業場において事業の用に供されていた地盤面に盛土が行われている場合、有害物質を含む排水の配管が地中にある場合その他汚染のおそれが生じた場所の位置が地中にある場合に

の位置が明らかでない場合
 には、ボーリング孔内の水を
 採取し、ろ過したものを
 試料とする。

汚染のおそれがある場所の位置から深さ50センチメートル以上の土壌(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合)にあつては、地表から深さ50センチメートルの土壌(地表から深さ1メートル以上の深度について1メートルごと)の土壌(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。)及び帯水層の底面の土壌を採取する。なお、地下水の調査については、ボーリン

「^ク孔内の水を採取し、ろ過しないものを試料とする。」

附 則

- 1 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第百十六条第一項若しくは第四項又は第百十七条第二項に規定する調査に着手している者に係る東京都土壌汚染対策指針の適用については、この告示による改正後の同指針の規定にかかわらず、なお従前の例によることとができる。

●東京都告示第千八百三十号

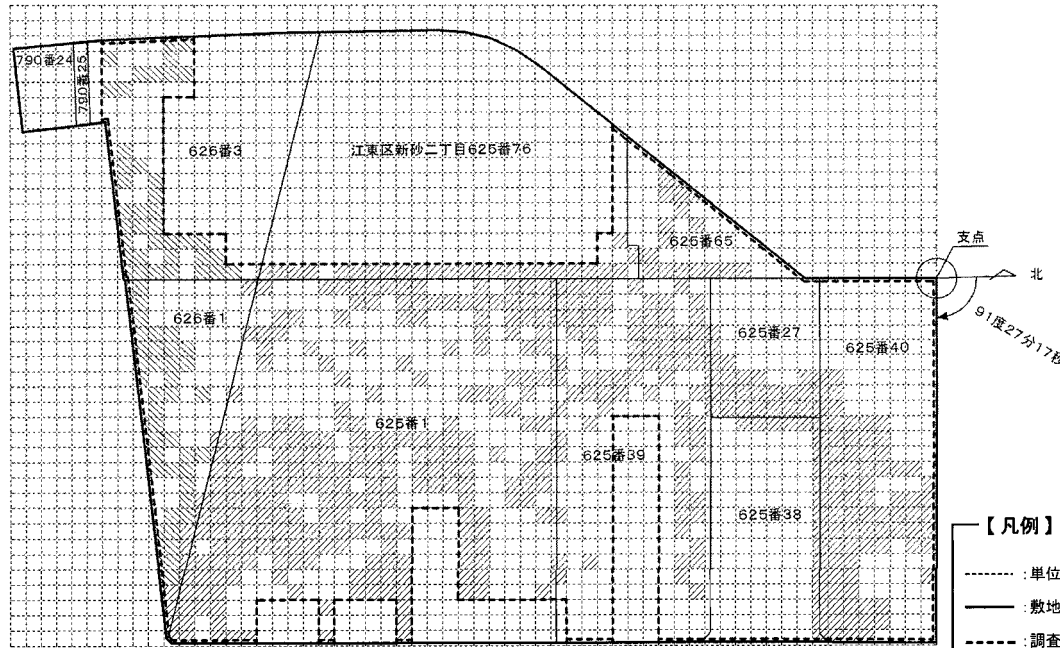
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。(江東区新砂二丁目六百二十六番一及び同番三の各一部)

別図



【支点】
 支点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(91度27分17秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▩ : 形質変更時要届出区域 (規則第58条第4項第11号に該当する区域)

●東京都告示第千八百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二に規定する鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舩添 要一

- 一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
東京都町田市小山ヶ丘二丁目十番十三号
- 三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎

●東京都告示第千八百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

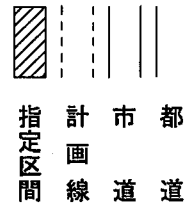
東京都知事 舩添 要一

- 一 路線名 調布経堂停車場
- 二 変更の区間 世田谷区上祖師谷三丁目千二百八番一地从先から同所百六十六番地先まで

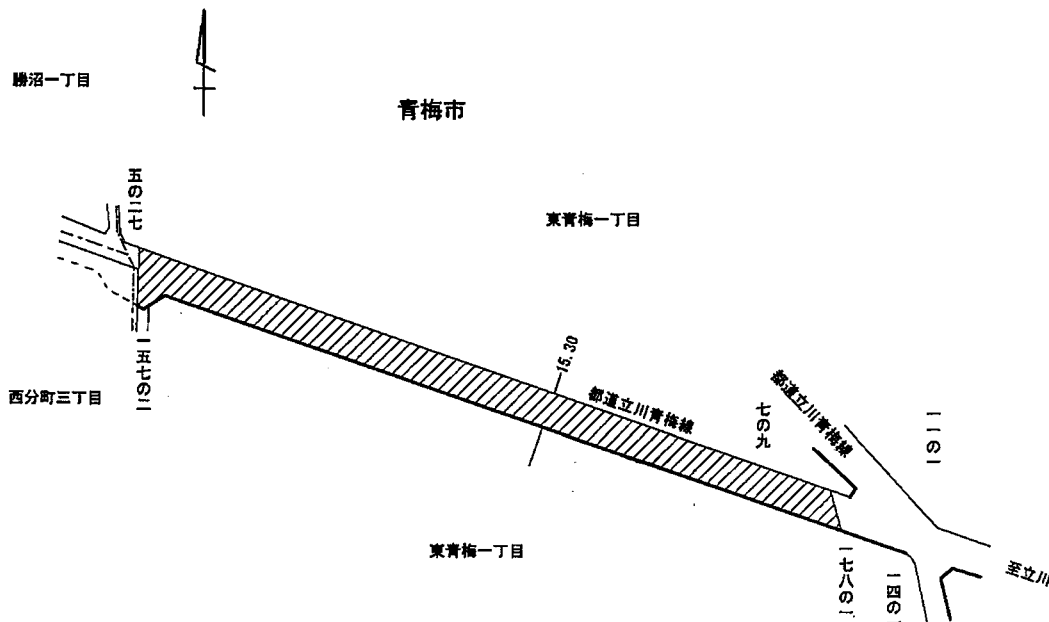
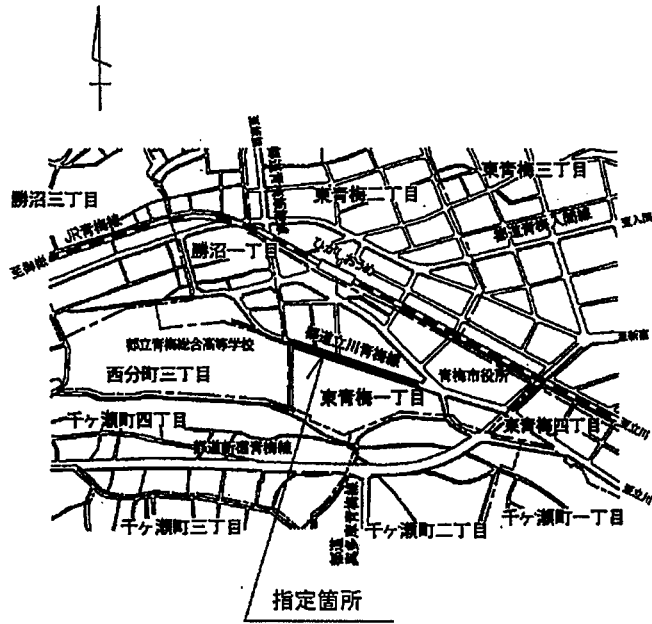
●東京都告示第千八百三十三号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道立川青梅線
 青梅市東青梅一丁目地内



延長 二九九・二四メートル
 (電線共同溝予定名称 立川青梅・四号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年十二月二十四日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道立川青梅線

二 指定する区間 青梅市東青梅一丁目百七十八番一地先から同所五番二十七地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いきはぐ
- 三 代表者の氏名
征矢 里沙
- 四 主たる事務所の所在地
東京都調布市東つじヶ丘三丁目四番地二十七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、子どもたちの生きる力を育む教育に関する情報発信や、セミナー・カウンセリング等を通じて、子どもたちの生きる力を育みたい大人たちのサポートを行うことで、一人一人が、自分が本当にやりたいことをやりながら、他者と尊重し合って共に生きられる社会づくりに寄与することを目的とする。

とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人WOMEN'S
- 三 代表者の氏名
伊藤 ひろ美
- 四 主たる事務所の所在地
東京都多摩市諏訪一丁目二十一番地の五十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、既に芸術に関わっているキャリアの人達のみならず広く年齢を問わない一般市民を対象に、演劇、映像、美術、パフォーマンス等の芸術活動に関する企画や制作等を通して、各種表現活動の楽しさや芸術に触れる喜びの機会を増やし、芸術により人間の個性の発掘、才能伸長の助成、促進支援等ための表現活動に係る人材の育成事業や芸術による情操教育、社会教育事業、指導者の養成、そして、日本の代表的伝統美である着物を通して日本の文化や美を広める事業や、外国との芸術による文化交流事業を実施していくものとする。また、これらの芸術活動を通して、多くの人々と交流する機会を共有し、芸術・文化の振興並びに芸術場面での雇用機会の創出や拡大、母と子の健全な関係、青少年の健全育成、地域まちづくりのための文化支援及び女性の活躍の場の拡大による、地位の向上等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年九月七日

- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人やまぼうし
- 三 代表者の氏名
伊藤 勲
- 四 主たる事務所の所在地
東京都日野市多摩平二丁目十二番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、浅川流域にそった多摩地域を中心に、自然と人が共生できる総合環境のまちづくりの推進を図る事業及び、自立と共生のネットワークづくりを目指すローワールド事業を多摩地区及び北海道富良野を中心に展開するものとする。そのことにより障害者・高齢者や社会的に排除されてきた人々との協働を推進し、コミュニティの活性化を図る事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人モア・グリーン税理士の森基金
- 三 代表者の氏名
石田 通野
- 四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番六号 税理士会館内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、日本国内及び

ビ砂漠等の緑化に関する事業を行うことを通じて、自然環境の保全が国際的視野から行われる必要性のあることの啓発を図り、自然と人間が共生できる美しい地球の維持に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人立川市体育協会

三 代表者の氏名
河内 勝正

四 主たる事務所の所在地
東京都立川市泉町七百八十六番地の十一 泉市民体育館内

五 定款に記載された目的
この法人は、立川市民を中心に広く周辺地域住民を対象として、体育・スポーツの振興に関する情報収集・提供事業、選手・スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成及び派遣、研修事業、体育・スポーツ施設の管理・運営事業、スポーツ功労者等の顕彰事業を行うことにより、健全な精神の涵養を図ると共に、青少年から高齢者まで健康で健やかな人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年十二月二十四日
東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コミュニケーションプロスペリティ

三 代表者の氏名
七尾 倫枝

四 主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂三丁目二十一番三号 牧野ビル二階

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象にして、コミュニケーションスキルの向上に関する事業、地域住民間の交流促進に関する事業を通じて、誰もが孤立することなくお互いの人格を尊重し、積極的に社会活動へ参加できることを目指し、もって公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年九月八日
二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人メディユニオン
三 代表者の氏名
田中 伊知郎

四 主たる事務所の所在地
東京都港区南麻布四丁目四番十七号
五 定款に記載された目的
この法人は広く一般社会に対して、新興国での医療の現状の一般の理解と普及及び医療物資の提供を目的とした事業を行い、国内での問題提起及び新興国の医療環境の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるさと日本元氣塾

三 代表者の氏名
太田 眞

四 主たる事務所の所在地
東京都あきる野市入野四百十五番地十九

五 定款に記載された目的
この法人は、今後の日本が豊かで安心できる社会を維持する上で、ふるさとを元気にする取り組みが重要であるとの認識に立ち、長年にわたり蓄積されたスポーツ大会及び健康体操教室などの企画運営、スポーツに関する医学的な調査研究並びに農林水産業振興の分野で豊富な経験を有する会員相互の協力により、スポーツ、医学、健康科学、産業振興、芸術文化、地域間交流及び国際交流などの分野で社会貢献を志願する個人又は団体に対して、幅広い活動の場面や機会を提供する事業を行うことにより、青少年の健全育成と地域の活性化を図り、健康

で長寿な活力にあふれた地域社会を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 IKRA FOUNDATION

三 代表者の氏名

I M A M S A I D U I M R A N A (イマム サイドウ イムラナ)

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区道玄坂二丁目十五番一号 ノア道玄坂ビルディング一〇七号

五 定款に記載された目的

この法人は、国籍や文化の違いを認め基本的人権を尊重し合える寛容な社会を築くために、国際理解教育の推進、社会的弱者の救済、保健・医療福祉の増進等に必要情報の提供、支援に関する諸事業を行い、もって在日外国人と日本人コミュニティが力を合わせて平和で健全な多文化共生社会を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

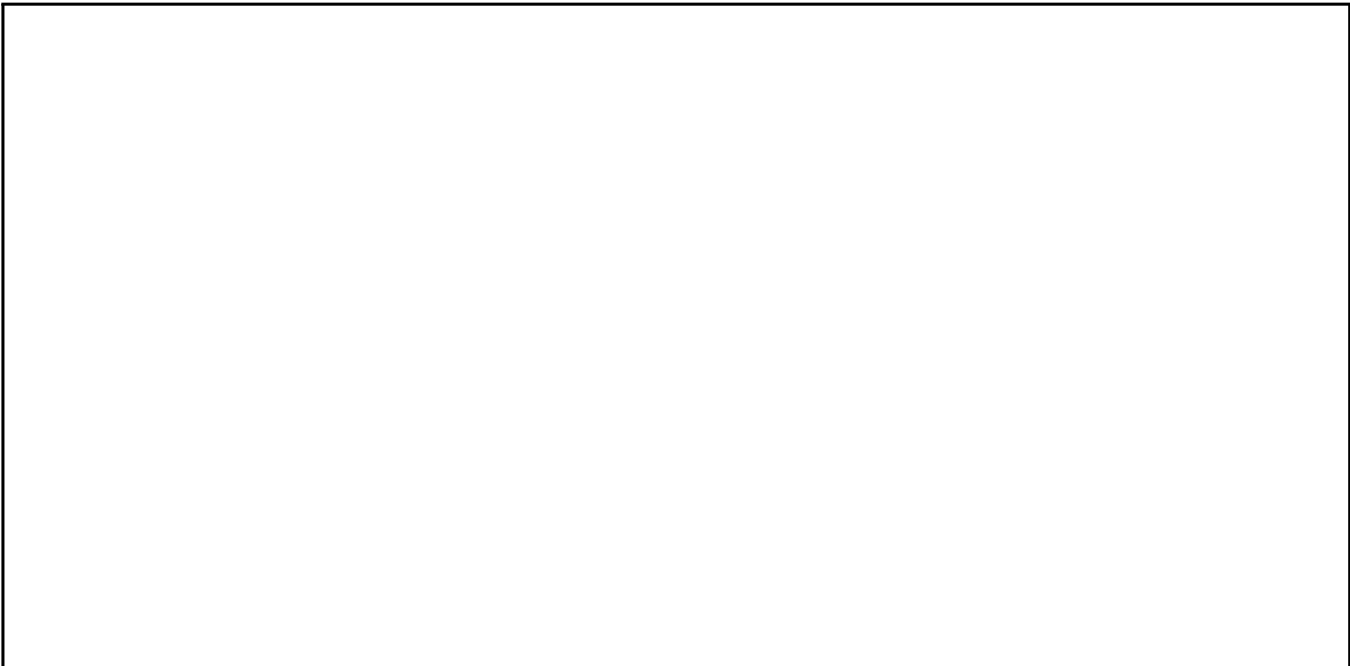
府中市栄町二丁目一番二

許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社東栄住宅

代表取締役 西野弘



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001